

＜第13回共同発行市場公募地方債IR説明会＞

地方債計画と地方債制度を巡る現状について

平成27年3月17日

総務省自治財政局地方債課長
滝川 伸輔

平成27年度地方財政計画のポイント①

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

1. 通常収支分

(1) 地方創生に必要な歳出を1兆円計上

- ・ 地方創生に取り組むために必要な経費を地方財政計画の歳出に計上
- ・ 新規分の財源は、地方の努力により捻出し、財政健全化と地方創生の両立に配慮

「まち・ひと・しごと創生事業費」 1.0兆円

- ・ 既存の歳出の振替え 0.5兆円
(地域の元気創造事業費 (26)0.35兆円) の全額、歳出特別枠 (26)1.2兆円) の一部 (0.15兆円))
- ・ 新規の財源確保 0.5兆円
 - 法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果 0.1兆円
 - 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 0.3兆円
 - 過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用 0.1兆円

※ 今後、偏在是正を更に進めること等により恒久財源を確保する方針

(2) 一般財源総額を1.2兆円増額、その質も改善

- ・ 一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準から1.2兆円増額
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税の減少を最小限にとどめ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制することにより、一般財源の質も改善

一般財源総額	61.5兆円 (+1.2兆円、前年度 60.4兆円)
一般財源総額 (水準超経費除き)	60.2兆円 (+0.7兆円、同 59.4兆円)
・ 地方税	37.5兆円 (+2.5兆円、前年度 35.0兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.8兆円 (▲0.1兆円、同 2.9兆円)
・ 地方交付税	16.8兆円 (▲0.1兆円、同 16.9兆円)
・ 臨時財政対策債	4.5兆円 (▲1.1兆円、同 5.6兆円)

平成27年度地方財政計画のポイント②

(3) 歳出特別枠を実質的に維持

- ・ 歳出特別枠や交付税の別枠加算について経済再生に合わせて危機対応モードから平時モードへの切替えを進める
- ・ 地方の喫緊の課題であるまち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保(0.35兆円)した上で、同額を歳出特別枠(②61.2兆円)から減額(②70.85兆円)(実質的に前年度水準を確保)
- ・ 交付税の別枠加算(②60.61兆円)については、地方税収の状況を踏まえて、一部を縮小しつつ、必要な額を確保(②70.23兆円)

(4) 地方交付税原資の安定性の向上・充実を図るため法定率を見直し※

※地方交付税法(昭和25年法律第211号)第6条の3第2項の規定による見直し

	所得税	法人税	消費税	酒税	たばこ税	地方法人税
現行	32%	34%	22.3%	32%	25%	100%
改正案	<u>33.1%</u>	<u>33.1%</u>	22.3%	<u>50%</u>	—	100%

<参考> 見直しによる法定率分の増 900億円程度

(5) 公共施設の老朽化対策のための経費を充実

- ・ 公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として地方財政計画の投資的経費に「公共施設等最適化事業費」を計上(②70.1兆円)
- ・ 公共施設等の維持補修費(②61.0兆円)を増額(②71.2兆円(+0.1兆円))

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため0.6兆円確保

平成27年度地方財政計画のポイント③

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

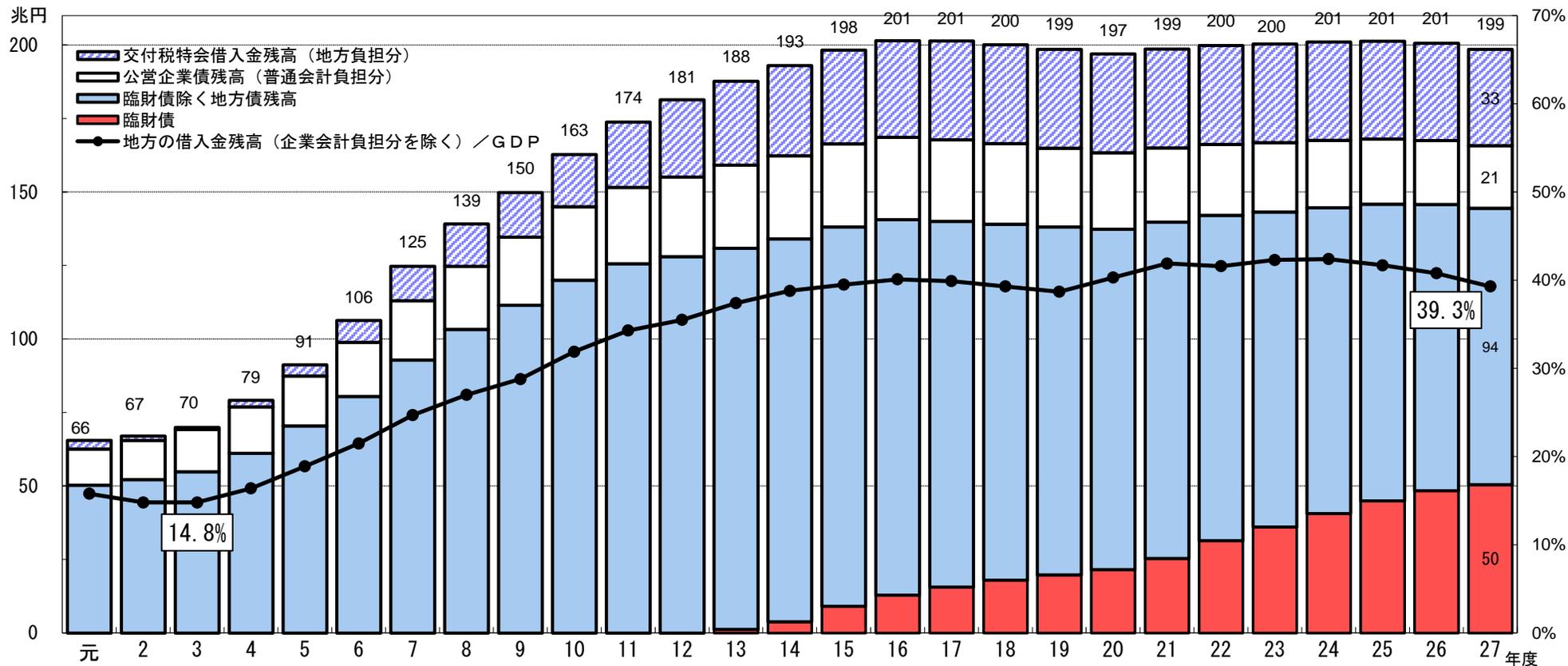
区 分		27年度 A	26年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方税・地方譲与税等	40.3	37.9	2.4	6.4
	地方交付税	16.8	16.9	▲0.1	▲0.8
	国庫支出金	13.1	12.4	0.6	5.0
	地方債	9.5	10.6	▲1.1	▲10.0
	臨時財政対策債	4.5	5.6	▲1.1	▲19.1
	臨時財政対策債以外	5.0	5.0	0.0	0.3
	その他	5.6	5.6	0.1	1.2
	計	85.3	83.4	1.9	2.3
	一般財源総額	61.5	60.4	1.2	2.0
	(水準超経費除き) 「一般財源」	60.2	59.4	0.7	1.2

区 分		27年度 A	26年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳出	給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
	一般行政経費	35.1	33.2	1.8	5.5
	うち 補助分	18.5	17.4	1.2	6.6
	うち 単独分	14.0	14.0	0.0	0.3
	うち 地域の元気創造事業費	—	0.35	▲0.35	皆減
	うち まち・ひと・しごと創生 事業費	1.0	—	1.0	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.8	1.2	▲0.4	▲29.3
	公債費	13.0	13.1	▲0.1	▲0.9
	維持補修費	1.2	1.0	0.1	12.0
	投資的経費	11.0	11.0	▲0.0	▲0.0
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等最適化事業費	0.1	—	0.1	皆増
	その他	3.9	3.5	0.4	12.3
	計	85.3	83.4	1.9	2.3

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、27年度末見込で約200兆円の借入金残高となっている。



- ※1 地方の借入金残高は、平成25年度は決算ベース、平成26年度は実績見込み、平成27年度は年度末見込み。
- ※2 GDPは、平成25年度は実績値、平成26年度は実績見込み、平成27年度は政府見通しによる。
- ※3 表示未满是四捨五入をしている。

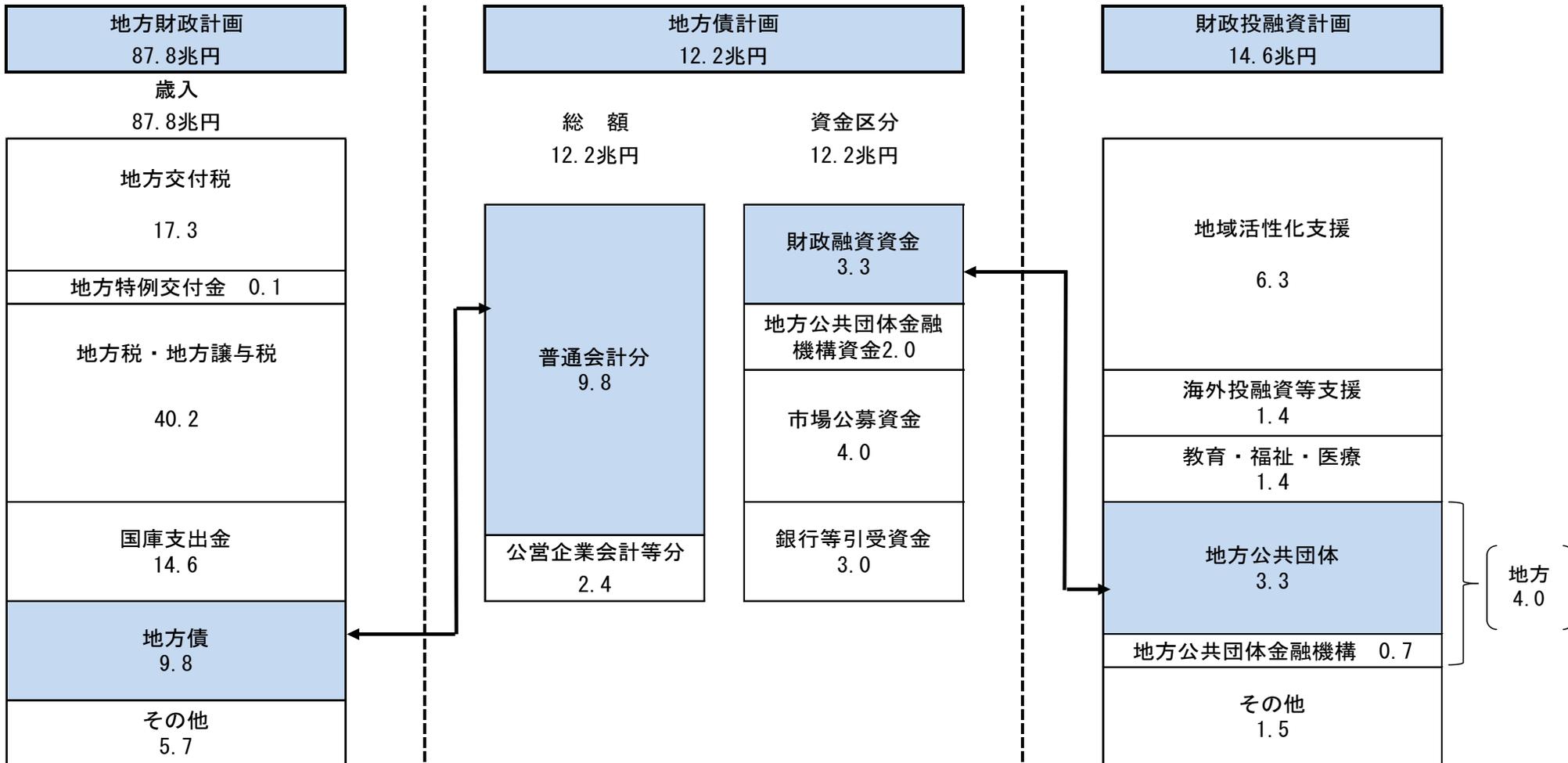
(参考) 公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	24

平成27年度地方債計画の概要

- 地方債計画とは、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類である(地方財政法第5条の3第11項)。
- 地方債計画は、下図のとおり、地方財政計画や国の予算の一部である財政投融资計画と相互に関連している。



※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

平成27年度地方債計画のポイント

(1) 臨時財政対策債の発行

- ・ 地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債4兆5,250億円（前年度に比べて1兆702億円、19.1%の減）を計上している。

(2) 公共施設等の老朽化対策の推進

- ・ 地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき、既存の公共施設の集約化・複合化に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設最適化事業を創設するとともに、既存の公共施設等の転用に係る事業を地域活性化事業の対象とすることとし、所要額を計上している。
また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除却に係る地方債についても、引き続き所要額を計上している。

(3) 過疎対策事業の推進

- ・ 公共施設の老朽化対策への対応や地方創生（特に「しごと」づくり）に寄与する事業等を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4,100億円を計上している。

(4) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

- ・ 上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(5) 公営企業会計の適用の推進

- ・ 地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上している。

(6) 公営企業債の償還年限の延長

- ・ 地方公営企業が、長期的な収支見通しに基づき安定的な経営を行うことができるよう、財政融資資金に係る公営企業債のうち上下水道事業等について、施設の耐用年数等を踏まえて償還年限を延長することとしている。

平成27年度地方債計画①

平成27年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項 目	平成27年度 計画額 (A)	平成26年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,389	16,473	△ 84	△ 0.5
2 公営住宅建設事業	1,126	1,132	△ 6	△ 0.5
3 災害復旧事業	647	502	145	28.9
4 教育・福祉施設等整備事業	3,359	3,487	△ 128	△ 3.7
(1) 学校教育施設等	1,232	1,240	△ 8	△ 0.6
(2) 社会福祉施設	376	379	△ 3	△ 0.8
(3) 一般廃棄物処理	649	653	△ 4	△ 0.6
(4) 一般補助施設等	562	665	△ 103	△ 15.5
(5) 施設(一般財源化分)	540	550	△ 10	△ 1.8
5 一般単独事業	20,543	20,047	496	2.5
(1) 一般	4,351	4,355	△ 4	△ 0.1
(2) 地域活性化	490	400	90	22.5
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設最適化	410	-	410	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	4,565	4,010	555	13.8
(1) 辺地対策	465	410	55	13.4
(2) 過疎対策	4,100	3,600	500	13.9
7 公共用地先行取得等事業	345	430	△ 85	△ 19.8
8 行政改革推進	1,000	1,700	△ 700	△ 41.2
9 調 整	100	100	0	0.0
計	48,074	47,881	193	0.4
二 公営企業債				
1 水道事業	4,334	3,987	347	8.7
2 工業用水道事業	178	210	△ 32	△ 15.2
3 交通事業	1,786	1,789	△ 3	△ 0.2
4 電気事業・ガス事業	164	228	△ 64	△ 28.1
5 港湾整備事業	544	596	△ 52	△ 8.7
6 病院事業・介護サービス事業	4,116	4,123	△ 7	△ 0.2
7 市場事業・と畜場事業	2,096	449	1,647	366.8
8 地域開発事業	805	1,083	△ 278	△ 25.7
9 下水道事業	10,981	11,093	△ 112	△ 1.0
10 観光その他事業	114	110	4	3.6
計	25,118	23,668	1,450	6.1
合 計	73,192	71,549	1,643	2.3

(単位: 億円、%)

項 目	平成27年度 計画額 (A)	平成26年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	45,250	55,952	△ 10,702	△ 19.1
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(345)	(740)	(△ 395)	(△ 53.4)
総 計	(345)	(740)	(△ 395)	(△ 53.4)
内 訳	119,242	128,301	△ 9,059	△ 7.1
普通会計分	95,009	105,570	△ 10,561	△ 10.0
公営企業会計等分	24,233	22,731	1,502	6.6
資金区分				
公 的 資 金	49,578	53,504	△ 3,926	△ 7.3
財政融資資金	30,381	33,333	△ 2,952	△ 8.9
地方公共団体金融機構資金	19,197	20,171	△ 974	△ 4.8
(国の予算等貸付金)	(345)	(740)	(△ 395)	(△ 53.4)
民間等資金	69,664	74,797	△ 5,133	△ 6.9
市場公募	40,000	42,600	△ 2,600	△ 6.1
銀行等引受	29,664	32,197	△ 2,533	△ 7.9

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成27年度地方債計画②

平成27年度地方債計画

(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項目	平成27年度 計画額(A)	平成26年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)×100
一般会計債				
公営住宅建設事業	345	440	△ 95	△ 21.6
災害復旧事業	33	42	△ 9	△ 21.4
一般単独事業	10	15	△ 5	△ 33.3
公営企業債				
水道事業	2	2	0	0.0
病院事業・介護サービス事業	1	5	△ 4	△ 80.0
市場事業・と畜場事業	2	4	△ 2	△ 50.0
下水道事業	17	20	△ 3	△ 15.0
被災施設借換債	15	15	0	0.0
国の予算等貸付金債	(20)	(30)	(△ 10)	(△ 33.3)
総計	(20)	(30)	(△ 10)	(△ 33.3)
内訳	425	543	△ 118	△ 21.7
普通会計分	355	455	△ 100	△ 22.0
公営企業会計等分	70	88	△ 18	△ 20.5
資金区分				
公的資金	290	369	△ 79	△ 21.4
財政融資資金	135	174	△ 39	△ 22.4
地方公共団体金融機構資金 (国の予算等貸付金)	(20)	(30)	(△ 10)	(△ 33.3)

その他同意等の見込まれる項目

- 上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

項目	平成27年度 計画額(A)	平成26年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)×100
一般会計債				
全国防災事業	2,397	983	1,414	143.8
総計	2,397	983	1,414	143.8
内訳	2,397	983	1,414	143.8
普通会計分	2,397	983	1,414	143.8
資金区分				
公的資金	2,019	828	1,191	143.8
財政融資資金	378	155	223	143.9

その他同意等の見込まれる項目

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

(参考1) 通常分・特別分の状況

(単位：億円、%)

区分	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)×100
普通会計分	97,761	107,008	△ 9,247	△ 8.6
通常分	43,811	42,356	1,455	3.4
特別分	53,950	64,652	△ 10,702	△ 16.6
臨時財政対策債	45,250	55,952	△ 10,702	△ 19.1
財源対策債	7,800	7,800	0	0.0
退職手当債	800	800	0	0.0
調整	100	100	0	0.0
公営企業会計等分	24,303	22,819	1,484	6.5
総計	122,064	129,827	△ 7,763	△ 6.0
通常分	68,114	65,175	2,939	4.5
特別分	53,950	64,652	△ 10,702	△ 16.6

(注) 公営企業会計等分はすべて通常分である。

(参考2) 地方債資金の構成内訳

(単位：億円、%)

区分	平成27年度計画		平成26年度計画		差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公的資金	52,400	42.9	55,030	42.4	△ 2,630	△ 4.8
財政融資資金	32,690	26.8	34,530	26.6	△ 1,840	△ 5.3
地方公共団体金融機構資金	19,710	16.1	20,500	15.8	△ 790	△ 3.9
(国の予算等貸付金)	(365)	-	(770)	-	(△ 405)	(△ 52.6)
民間等資金	69,664	57.1	74,797	57.6	△ 5,133	△ 6.9
市場公募	40,000	32.8	42,600	32.8	△ 2,600	△ 6.1
銀行等引受	29,664	24.3	32,197	24.8	△ 2,533	△ 7.9
合計	122,064	100.0	129,827	100.0	△ 7,763	△ 6.0

(注) 1 市場公募地方債については、借換債を含め7兆3,200億円(前年度比2,600億円、3.4%減)を予定している。

2 国の予算等貸付金の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含まれていない。

平成27年度地方債計画③

平成27年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(参考)

(単位：億円、%)

項 目	平成27年度 計画額 (A)	平成26年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,389	16,473	△ 84	△ 0.5
2 公営住宅建設事業	1,471	1,572	△ 101	△ 6.4
3 災害復旧事業	680	544	136	25.0
4 全国防災事業	2,397	983	1,414	143.8
5 教育・福祉施設等整備事業	3,359	3,487	△ 128	△ 3.7
(1) 学校教育施設等	1,232	1,240	△ 8	△ 0.6
(2) 社会福祉施設	376	379	△ 3	△ 0.8
(3) 一般廃棄物処理	649	653	△ 4	△ 0.6
(4) 一般補助施設等	562	665	△ 103	△ 15.5
(5) 施設(一般財源化分)	540	550	△ 10	△ 1.8
6 一般単独事業	20,553	20,062	491	2.4
(1) 一般	4,361	4,370	△ 9	△ 0.2
(2) 地域活性化	490	400	90	22.5
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設最適化事業	410	-	410	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	4,565	4,010	555	13.8
(1) 辺地対策	465	410	55	13.4
(2) 過疎対策	4,100	3,600	500	13.9
8 公共用地先行取得等事業	345	430	△ 85	△ 19.8
9 行政改革推進	1,000	1,700	△ 700	△ 41.2
10 調 整	100	100	0	0.0
計	50,859	49,361	1,498	3.0
二 公営企業債				
1 水道事業	4,336	3,989	347	8.7
2 工業用水道事業	178	210	△ 32	△ 15.2
3 交通事業	1,786	1,789	△ 3	△ 0.2
4 電気事業・ガス事業	164	228	△ 64	△ 28.1
5 港湾整備事業	544	596	△ 52	△ 8.7
6 病院事業・介護サービス事業	4,117	4,128	△ 11	△ 0.3
7 市場事業・と畜場事業	2,098	453	1,645	363.1
8 地域開発事業	805	1,083	△ 278	△ 25.7
9 下水道事業	10,998	11,113	△ 115	△ 1.0
10 観光その他事業	114	110	4	3.6
計	25,140	23,699	1,441	6.1
合 計	75,999	73,060	2,939	4.0

(単位：億円、%)

項 目	平成27年度 計画額 (A)	平成26年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 被災施設借換債	15	15	0	0.0
四 臨時財政対策債	45,250	55,952	△ 10,702	△ 19.1
五 退職手当債	800	800	0	0.0
六 国の予算等貸付金債	(365)	(770)	(△ 405)	(△ 52.6)
総 計	(365)	(770)	(△ 405)	(△ 52.6)
内 訳	122,064	129,827	△ 7,763	△ 6.0
普通会計分	97,761	107,008	△ 9,247	△ 8.6
公営企業会計等分	24,303	22,819	1,484	6.5
資金区分				
公 的 資 金	52,400	55,030	△ 2,630	△ 4.8
財政融資資金	32,690	34,530	△ 1,840	△ 5.3
地方公共団体金融機構資金	19,710	20,500	△ 790	△ 3.9
(国の予算等貸付金)	(365)	(770)	(△ 405)	(△ 52.6)
民間等資金	69,664	74,797	△ 5,133	△ 6.9
市場公募	40,000	42,600	△ 2,600	△ 6.1
銀行等引受	29,664	32,197	△ 2,533	△ 7.9

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成27年度地方債計画④

(参考)

平成27年度地方債計画について

平成27年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

1 通常収支分

(1) 概況

総額は1兆9,242億円となり、前年度に比べて9,059億円、7.1%の減となっている。

このうち、普通会計分は9兆5,009億円で、前年度に比べて1兆561億円、10.0%の減、公営企業会計等分は2兆4,233億円で、前年度に比べて1,502億円、6.6%の増となっている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債4兆5,250億円（前年度に比べて1兆702億円、19.1%の減）を計上している。

(3) 公共施設等の老朽化対策の推進

地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき、既存の公共施設の集約化・複合化に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設最適化事業を創設するとともに、既存の公共施設等の転用に係る事業を地域活性化事業の対象とすることとし、所要額を計上している。

また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除却に係る地方債についても、引き続き所要額を計上している。

(4) 過疎対策事業の推進

公共施設の老朽化対策への対応や地方創生（特に「しごと」づくり）に寄与する事業等を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4,100億円を計上している。

(5) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業を5,000億円計上している。

(6) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(7) 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上している。

(8) 公営企業債の償還年限の延長

地方公営企業が、長期的な収支見通しに基づき安定的な経営を行うことができるよう、財政融資資金に係る公営企業債のうち上下水道事業等について、施設の耐用年数等を踏まえて償還年限を延長することとしている。

(9) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、共同発行市場公募地方債及び住民参加型市場公募地方債を含めた市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

2 東日本大震災分

(1) 概況

復旧・復興事業として総額425億円、全国防災事業として総額2,397億円を計上している。

(2) 被災施設借換債の確保

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金により、借換債を発行できることとしている。

(3) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

公共施設の老朽化対策の推進

公共施設等の老朽化対策に要する経費について、地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、集約化・複合化等に対する地方財政措置を充実。

○地方財政措置

(1) 集約化・複合化事業に係る地方債措置（公共施設最適化事業債（仮称））の創設

【対象】

公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設の集約化・複合化事業であって、全体として延床面積が減少するもの（庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外）

【充当率等】

- ・ 充当率：90%、交付税算入率：50%
- ・ 期間：平成29年度まで
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：410億円（事業費ベース：450億円）

(2) 転用事業に係る地方債措置の創設（地域活性化事業債の拡充）

【対象】

公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設等の転用事業（転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外）

【充当率等】

- ・ 充当率：90%、交付税算入率：30%
- ・ 期間：平成29年度まで
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：90億円（事業費ベース：100億円）

(3) 公共施設等の除却についての地方債の特例措置（平成26年度創設、継続）

- ・ 充当率：75%（資金手当）
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：340億円（事業費ベース：450億円）

「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」 (平成26年10月1日現在)

- 平成26年10月1日現在、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.7%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定予定。
- 都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても98.0%の団体において、平成28年度までに、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

区分		都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計		
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	
回答団体数		47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%	
計画策定予定有		47	100.0%	20	100.0%	1,715	99.7%	1,782	99.7%	
内 訳	策定済	0	0.0%	4	20.0%	1	0.1%	5	0.3%	
	未策定	47	100.0%	16	80.0%	1,714	99.6%	1,777	99.4%	
	策定完了 予定時期	H26年度	12	25.5%	5	25.0%	94	5.5%	111	6.2%
		H27年度	11	23.4%	5	25.0%	444	25.8%	460	25.7%
		H28年度	24	51.1%	6	30.0%	1,147	66.6%	1,177	65.8%
H29年度以降		0	0.0%	0	0.0%	29	1.7%	29	1.6%	
H28年度までに策定予定		47	100.0%	20	100.0%	1,686	98.0%	1,753	98.0%	
計画策定予定無		0	0.0%	0	0.0%	6	0.3%	6	0.3%	

公営企業債の償還年限の延長について（財政融資資金）

- 地方公営企業においては、施設等の建設又は改良時に発行した企業債の償還期間と耐用年数との間に差があることにより、構造的に資金不足が発生
- 地方公営企業が、長期的な収支見通しに基づき安定的な経営を行うためには、企業債の償還期間と施設等の耐用年数とのギャップを縮小することが必要
- 以上のことから、平成27年度以降に同意等を受けて発行する公営企業債のうち、財政融資資金を充当するものについて、施設の耐用年数等を踏まえて償還年限を延長
- この改正は、長期的な視点に立った健全な企業経営に資するもの

【対象事業等】

建設改良費の財源とするため、平成27年度以降に同意等を受けて発行する公営企業債のうち、財政融資資金を充当するものであって、以下の事業等に係るもの

事業等		平成26年度 償還年限	平成27年度以降 償還年限
水道事業		30 (30)	40 (40)
交通事業	都市高速鉄道事業	30 (30)	40 (40)
港湾整備事業	埠頭用地	20 (30)	40 (40)
	上屋	20 (25)	31 (31)
	荷役機械	15 (15)	17 (17)
病院事業・介護サービス事業	医療・看護用機械器具	5 (-)	10 (10)
下水道事業		30 (30)	40 (40)

- ※ () 内は利率見直し方式における償還年限
- ※ 据置期間については、現行どおりとする
- ※ 左記は最長の償還年限であり、各地方公共団体においては、地方債を財源として整備する施設等の耐用年数の範囲内で適切な償還年限を設定

(参考) 平成27年度国債発行計画

<カレンダーベース市中発行額>

(単位:兆円)

区分	26年度当初		26年度補正後			27年度当初			
	(1回あたり)	(年間発行額; a)	(1回あたり)	(年間発行額; b)	(b) - (a)	(1回あたり)	(年間発行額; c)	(c) - (a)	(c) - (b)
40年債	0.4 × 4回	1.6	0.4 × 4回	1.6	—	0.4 × 5回	2.0	0.4	0.4
30年債	0.6 × 4回 0.7 × 8回	8.0	0.6 × 4回 0.7 × 8回	8.0	—	0.8 × 12回	9.6	1.6	1.6
20年債	1.2 × 12回	14.4	1.2 × 12回	14.4	—	1.2 × 12回	14.4	—	—
10年債	2.4 × 12回	28.8	2.4 × 12回	28.8	—	2.4 × 12回	28.8	—	—
5年債	2.7 × 12回	32.4	2.7 × 12回	32.4	—	2.5 × 12回	30.0	▲ 2.4	▲ 2.4
2年債	2.7 × 12回	32.4	2.7 × 12回	32.4	—	2.5 × 12回	30.0	▲ 2.4	▲ 2.4
1年 割引短期国債	2.2 × 1回 2.3 × 11回	27.5	1.9 × 2回 2.2 × 1回 2.3 × 9回	26.7	▲ 0.8	2.1 × 2回 2.2 × 10回	26.2	▲ 1.3	▲ 0.5
10年物価連動債	0.4 × 4回	1.6	0.4 × 2回 0.5 × 2回	1.8	0.2	0.5 × 4回	2.0	0.4	0.2
流動性供給入札	0.7 × 12ヶ月	8.4	0.7 × 12ヶ月	8.4	—	0.8 × 12ヶ月	9.6	1.2	1.2
計		155.1		154.5	▲ 0.6		152.6	▲ 2.5	▲ 1.9

(注1) 40年債については、4月・6月・8月・10月・2月の発行を予定している。

(注2) 1年割引短期国債は減額する一方、新たに1年政府短期証券を発行することにより、両者を合わせた1年国庫短期証券としての総額は維持し、1回あたり2.5兆円の発行を予定している。

(注3) 10年物価連動債については、5月・7月・11月・1月の発行を予定し、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて、柔軟に発行額を調整。

(注4) 流動性供給入札の具体的な実施方法は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場の状況を見ながら決定。

公営企業債の償還年限の延長について（地方公共団体金融機構資金）

平成27年度同意等債から

- ・ 公営企業で耐用年数が非常に長期にわたる事業について、現行最長30年の償還期限を最長40年に延長
- ・ 償還期限が30年超の貸付については、利率見直し方式を適用

償還期限の延長を行う事業

事業		償還期限(据置期間含む)			
		現行		改定案	
		固定金利	利率見直し	固定金利	利率見直し
水道事業		30年	30年	30年	40年
交通事業	高速鉄道	30年	30年	30年	40年
下水道事業		30年	30年	30年	40年
工業用水道事業		30年	30年	30年	40年
港湾整備事業	埋立	20年	30年	30年	40年
	上屋・倉庫・貯木場	20年	25年	30年	31年
	荷役機械・引船	15年	15年	17年	17年
市場事業		25年	25年	30年	40年
と畜場事業		20年	20年	30年	30年

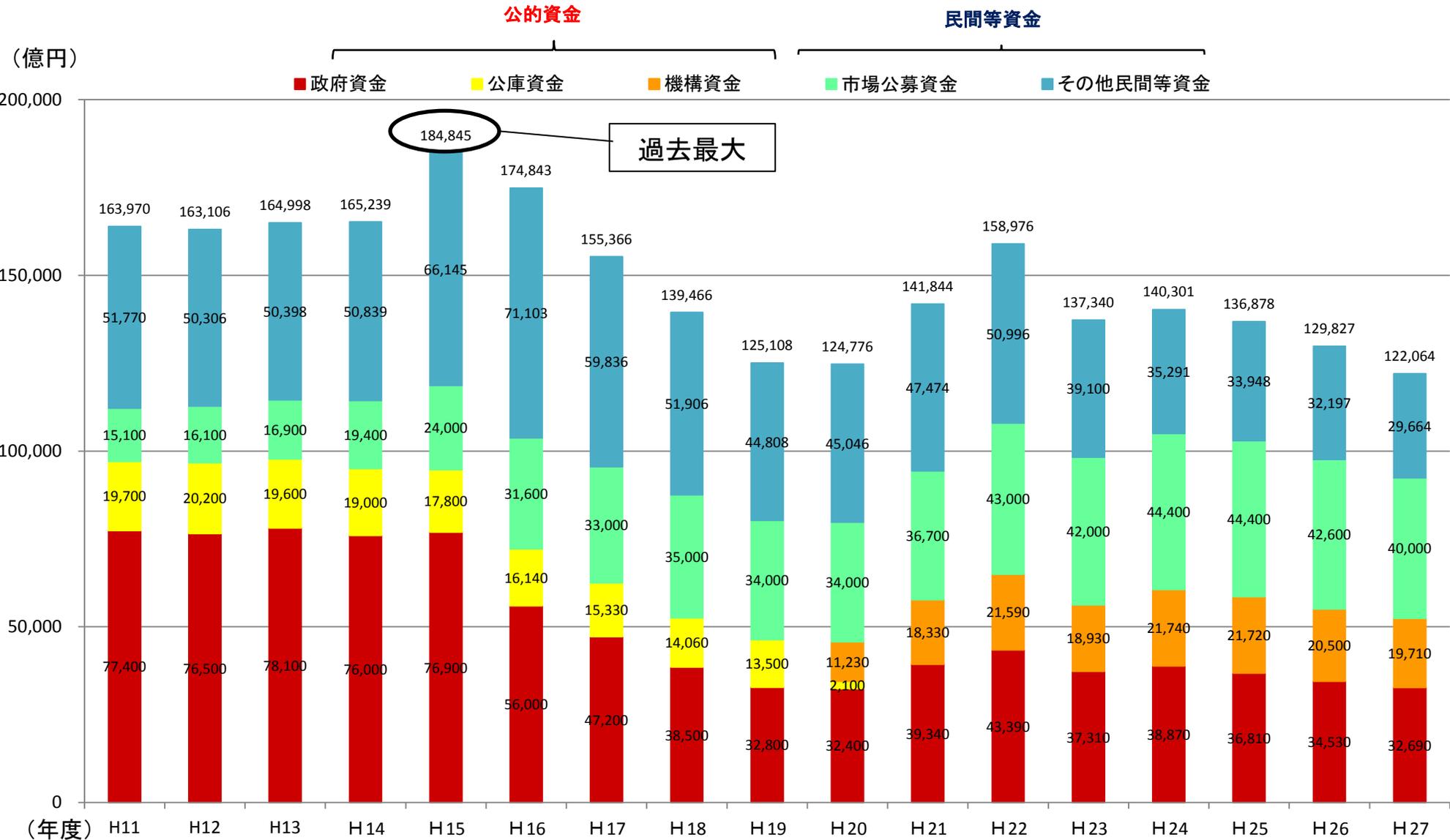
※網掛けは償還期限を延長する箇所

<40年償還・30年目見直しのイメージ>



貸付 → 30年目 → 40年目

地方債計画額（当初）の推移（資金別）



地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移

初めて民間等資金の割合(58.8%)が公的資金の割合(41.2%)を上回る

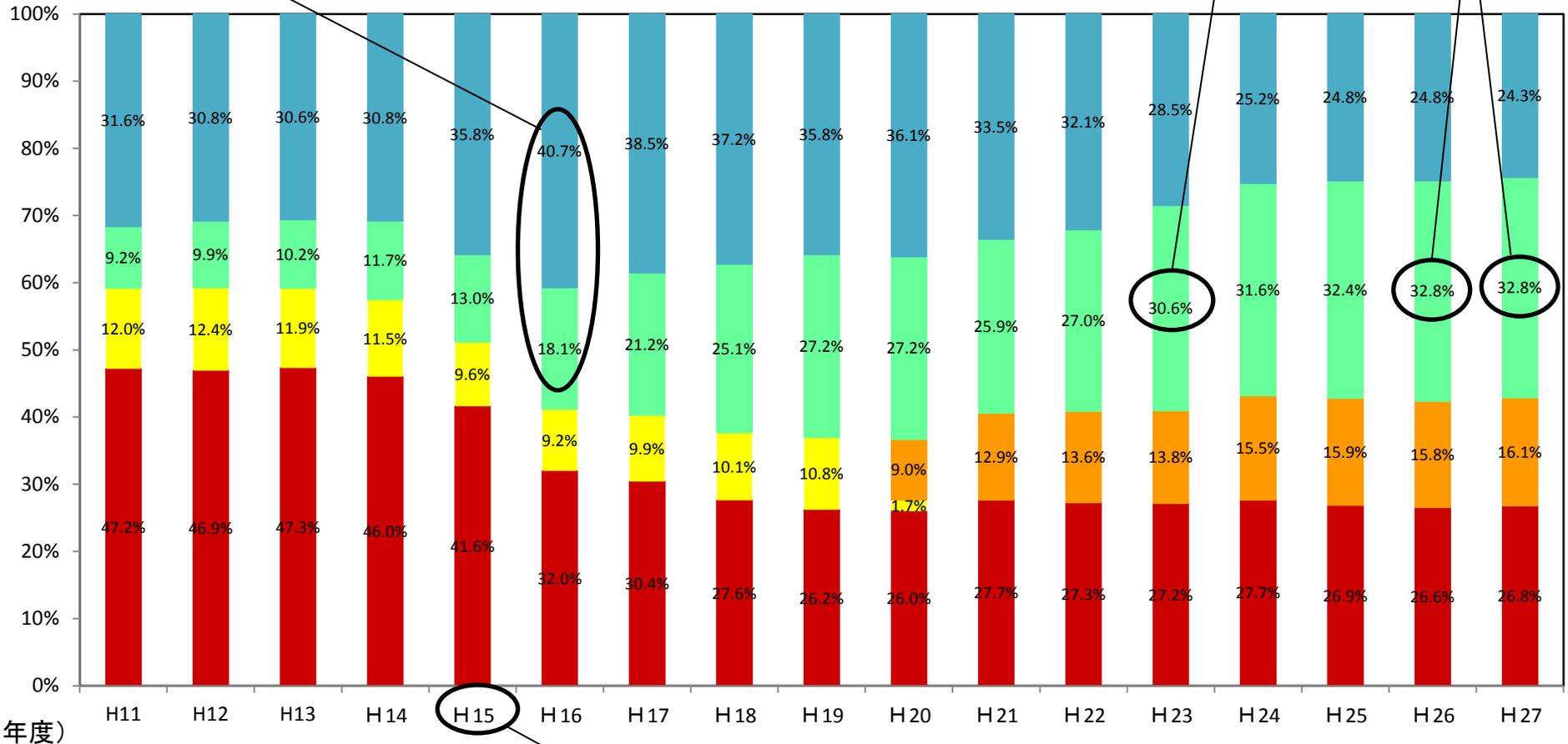
初めて市場公募資金が最も高い割合を占める(30.6%)

過去最大(32.8%)

公的資金

民間等資金

■ 政府資金 ■ 公庫資金 ■ 機構資金 ■ 市場公募資金 ■ その他民間等資金



共同発行市場公募地方債の発行開始

全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成 元 年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成 22 年度	三重県	相模原市	49
平成 23 年度	滋賀県、長崎県		51
平成 24 年度		熊本市	52
平成 25 年度	高知県、佐賀県		54

平成27年度市場公募地方債について

市場公募地方債の発行を引き続き推進する。

[地方債計画計上額]

市場公募地方債 4兆円

(地方債計画総額に占める構成比 H²⁶ 32.8% → H²⁷ 32.8%)

(1) 全国型市場公募地方債 3兆8,000億円 (前年度 4兆 100億円)

(2) 住民参加型市場公募地方債 2,000億円 (前年度 2,500億円)

〈参考1〉平成27年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 7.3兆円程度 (26 7.6兆円程度)

—	全国型市場公募地方債	7.1兆円程度 (26 7.3兆円程度)	
	—	10年債	4.9兆円程度 (26 5.1兆円程度)
		—	共同発行分 1.4兆円程度 (26 1.5兆円程度)
			個別発行分 3.5兆円程度 (26 3.6兆円程度)
	—	2年債、3年債、5年債及び7年債	1.5兆円程度 (26 1.6兆円程度)
	—	超長期債 (20年債及び30年債)	0.7兆円程度 (26 0.6兆円程度)
—	住民参加型市場公募地方債	0.2兆円程度 (26 0.3兆円程度)	

(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

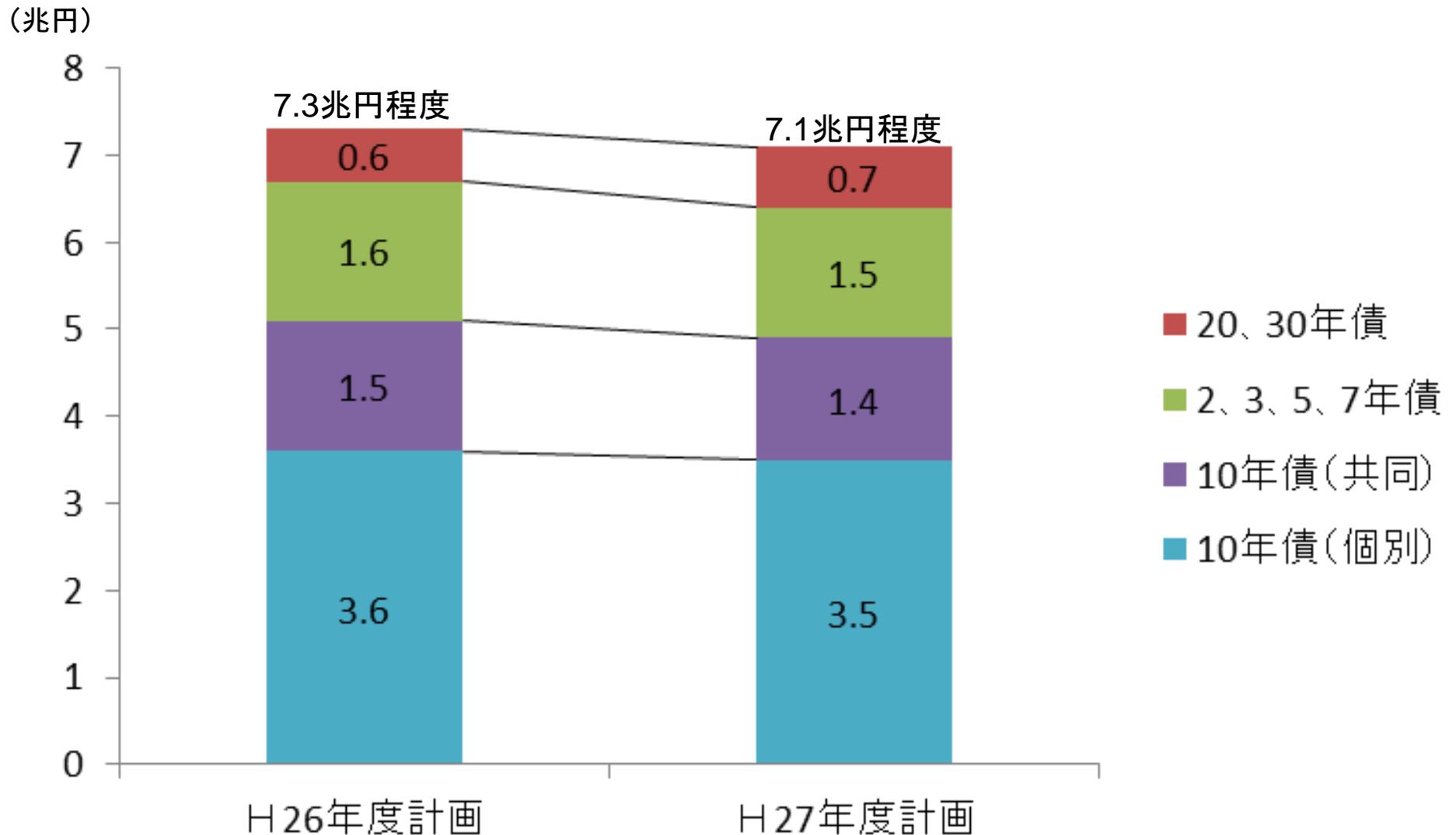
(注3) 平成26年度の数値は平成26年度計画ベースの数値。

〈参考2〉市場公募地方債の地方債計画 (当初) 計上額推移

(単位：兆円)

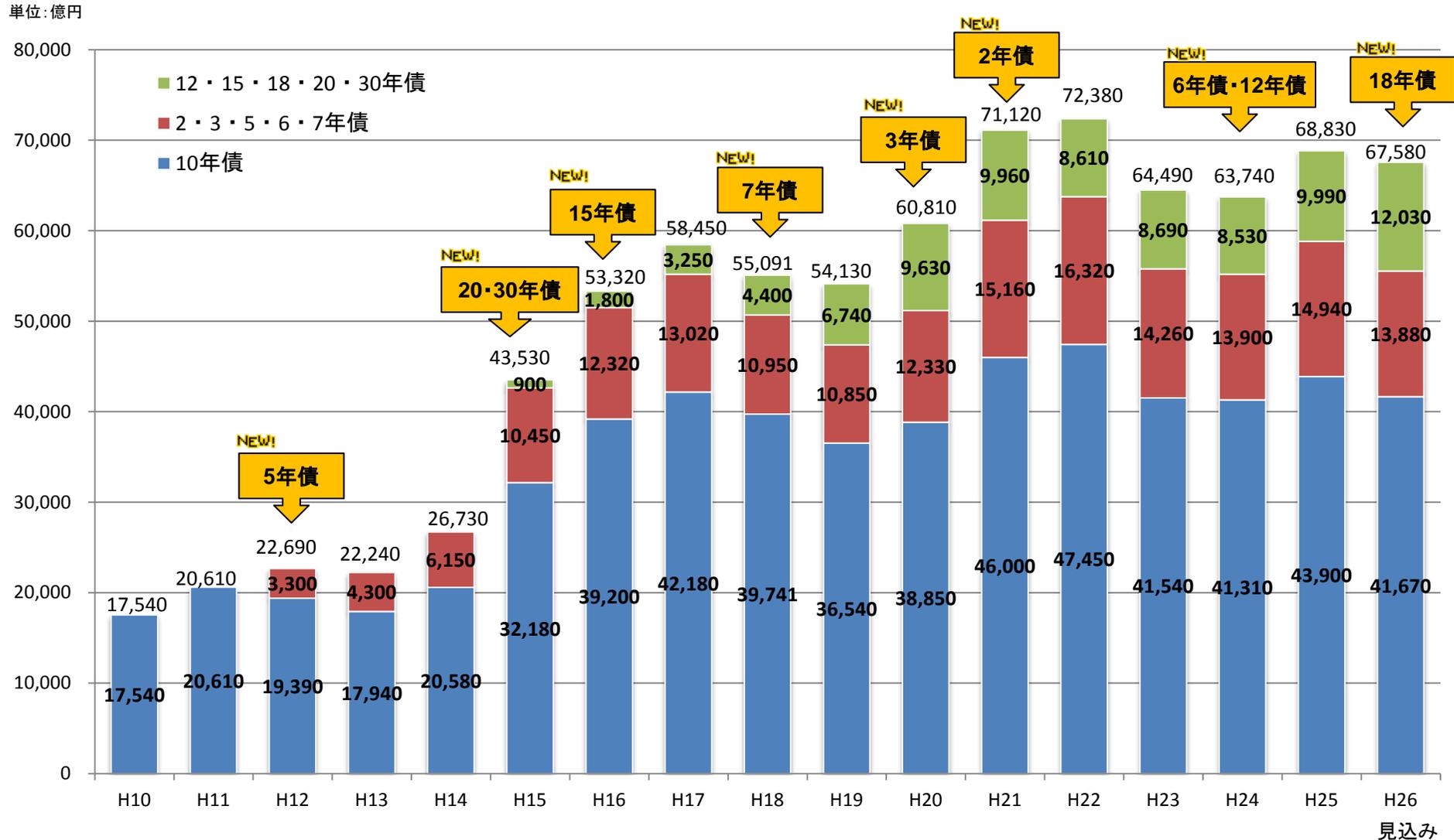
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募地方債	3.4	3.4	3.7	4.3	4.2	4.4	4.4	4.3	4.0
地方債計画総額に占める構成比	27.2%	27.2%	25.9%	27.0%	30.6%	31.6%	32.4%	32.8%	32.8%

平成27年度全国型市場公募地方債発行計画額（年限別）



(注) 地方債計画額(当初)による比較であり、発行実績とは異なる。

全国型市場公募債の償還年限別発行額推移



(注) 平成26年度の値は見込み。

市場公募債の発行実績の推移

(単位：億円)

年度	全国型市場公募地方債															住民参加型市場公募地方債		外貨地方債															
	10年債		2年債	3年債	5年債	6年債	7年債	超長期債					合計	団体数	発行額	団体数	発行額																
	個別発行	共同発行						12年債	15年債	18年債	20年債	30年債						団体発行額	発行額	団体発行額	発行額												
団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額																
H11	28	20,610													28	20,610			2	257													
H12	28	19,390			12	3,300									28	22,690			1	197													
H13	28	17,940			15	4,300									28	22,240	1	10															
H14	28	20,580			17	6,150									28	26,730	34	1,636															
H15	20	23,710	27	8,470			19	10,450					3	700	1	200	29	43,530	79	2,682													
H16	25	26,770	27	12,430			22	12,320					1	150			5	1,350	2	300	33	53,320	94	3,276	1	217							
H17	29	29,100	27	13,080			24	13,020							1	200			9	2,350	4	700	35	58,450	106	3,445	1	608					
H18	32	26,501	29	13,240			25	10,550							1	100			15	3,600	5	700	38	55,091	124	3,513	1	499					
H19	34	24,400	28	12,140			26	10,650							1	200			19	4,950	10	1,790	42	54,130	123	3,083	1	499					
H20	37	26,550	30	12,300		2	750	25	11,580										19	7,780	10	1,850	44	60,810	102	2,650							
H21	39	32,100	33	13,900	1	280	2	800	27	14,080									20	8,260	9	1,700	47	71,120	88	2,488							
H22	43	31,250	35	16,200	1	200	4	700	31	14,920									22	6,590	11	1,620	49	72,380	91	2,441							
H23	45	26,180	35	15,360	2	500	2	200	32	13,260									22	6,090	10	1,400	51	64,490	80	2,137	1	499					
H24	46	26,160	36	15,150	2	700			33	12,300	2	300	4	600	1	280	5	1,270					24	6,060	6	920	52	63,740	78	2,028	1	698	
H25	49	28,730	36	15,170	1	900	2	450	32	12,580	2	200	6	810	2	370	6	1,420					23	6,300	8	1,900	54	68,830	75	1,864	1	1,016	
H26 見込み	48	26,930	36	14,740	1	900	2	260	32	12,020														23	7,640	10	1,800	54	67,580	66	1,721	1	1,023

(注1)平成26年度の値は見込み。

(注2)定時償還方式を含む。定時償還方式は平成25年度が20年債で350億円、平成26年度が10年債で100億円、20年債で850億円。

(注3)東京グローバル都債(外貨)第1回は住民参加型市場公募地方債として日本円換算の概算額を計上。

平成27年度全国型市場公募地方債発行計画額（未定稿）

平成27年度の全国型市場公募地方債の発行予定54団体及び各団体の発行計画額（予算計上額その他）は次のとおりです。
なお、状況の変化等による発行計画額変更の可能性があります。

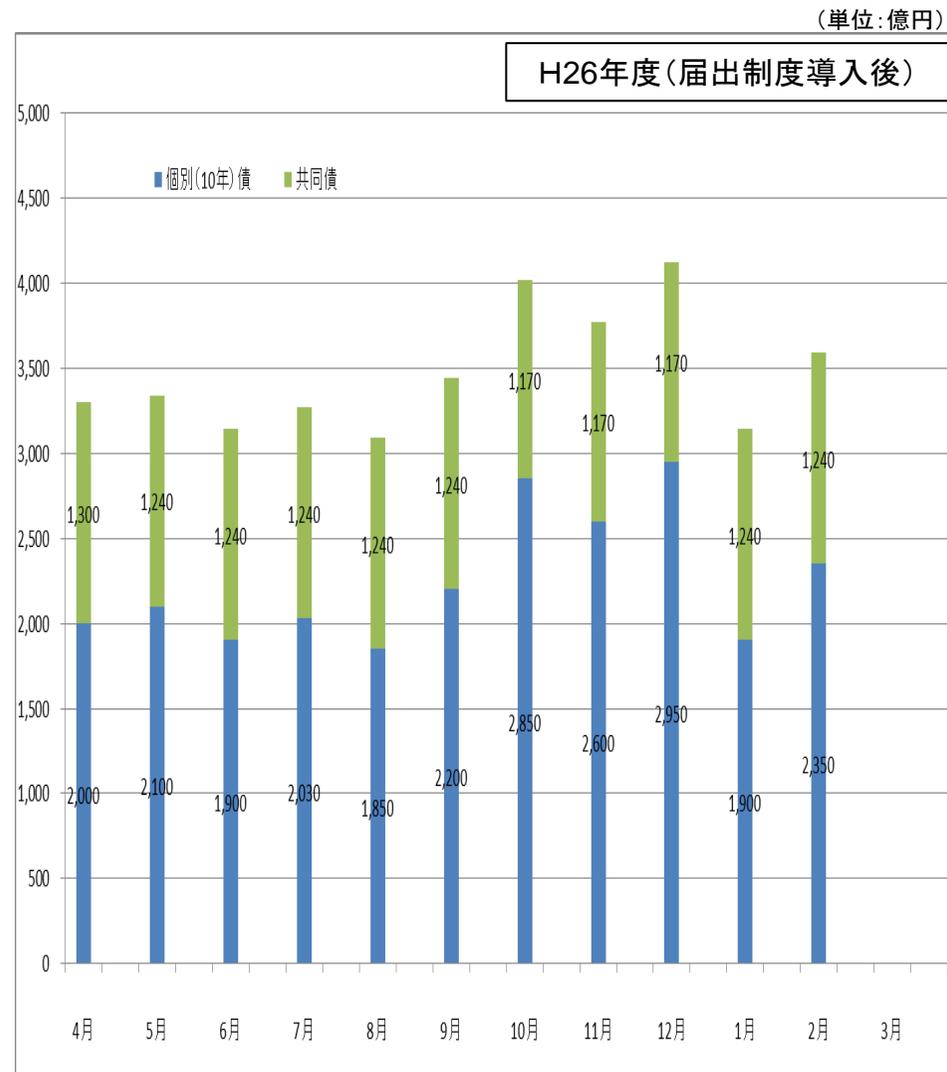
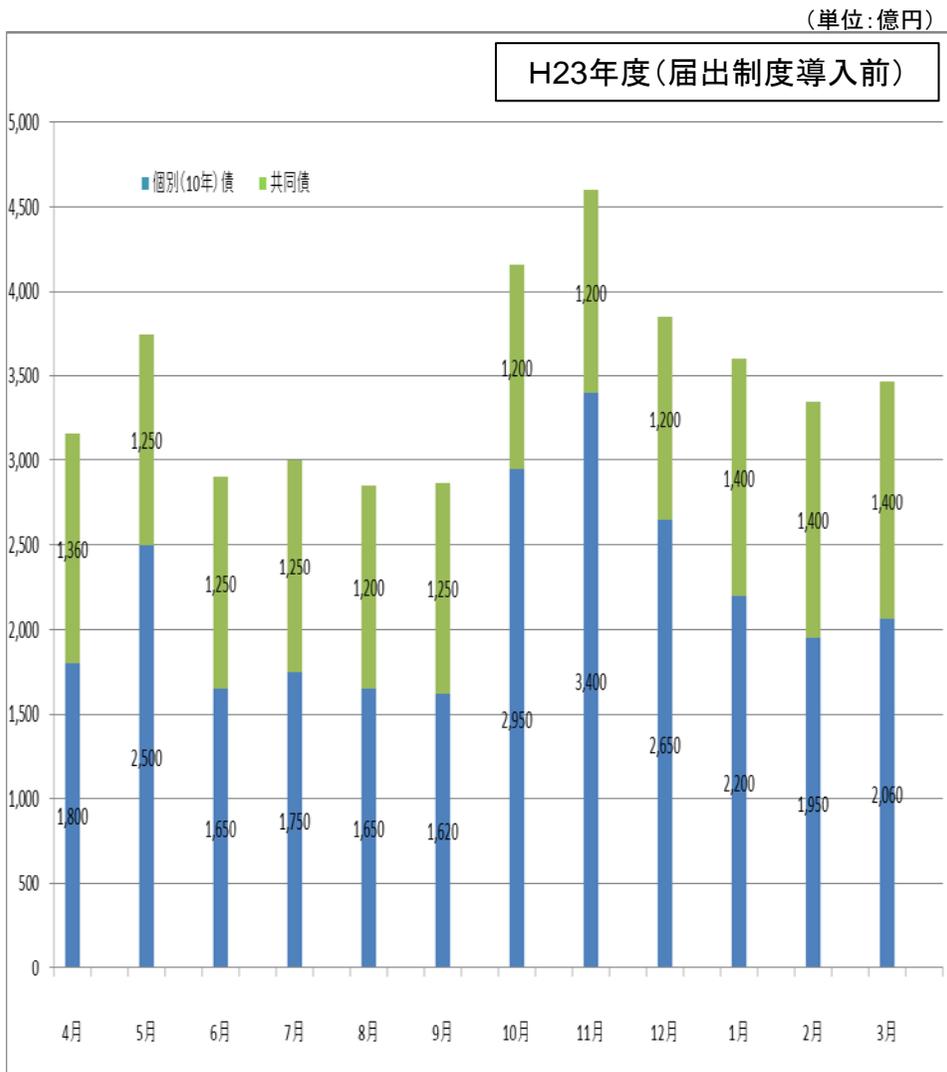
（単位：億円）

団体名	発行計画額	10年債		2年債	3年債	5年債	7年債	フレックス分	団体名	発行計画額	10年債		2年債	3年債	5年債	7年債	フレックス分
		個別発行	共同発行	15年債	20年債	30年債	個別発行				共同発行	15年債	20年債	30年債			
北海道	3,100	1,200	800	800	0	0	0	300	福岡県	調整中	0	0	0	0	0	0	調整中
宮城県	1,000	200	600	200	0	0	0	0	佐賀県	100	100	0	0	0	0	0	0
福島県	600	200	300	100	0	0	0	0	長崎県	100	100	0	0	0	0	0	0
茨城県	400	0	300	100	0	0	0	0	熊本県	500	100	300	100	0	0	0	0
栃木県	100	100	0	0	0	0	0	0	大分県	300	100	200	0	0	0	0	0
群馬県	400	200	0	100	100	0	0	0	鹿児島県	800	0	700	100	0	0	0	0
埼玉県	4,000	1,800	600	400	400	800	800	800	札幌市	1,100	300	300	200	0	0	300	300
千葉県	2,900	1,400	500	400	350	250	250	250	仙台市	560	0	410	150	0	0	0	0
東京都	調整中	0	0	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	さいたま市	100	100	0	0	0	0	0	0
神奈川県	3,100	1,400	500	600	600	0	0	0	千葉市	500	200	300	0	0	0	0	0
新潟県	1,200	600	600	0	0	0	0	0	横浜市	1,700	800	0	200	200	500	500	500
福井県	400	200	100	0	0	100	0	100	川崎市	900	80	240	210	300	70	70	70
山梨県	200	200	0	0	0	0	0	0	相模原市	100	100	0	0	0	0	0	0
長野県	710	0	510	200	0	0	0	0	新潟市	200	100	100	0	0	0	0	0
岐阜県	350	150	200	0	0	0	0	0	静岡市	300	200	100	0	0	0	0	0
静岡県	3,100	1,400	300	400	600	400	400	400	浜松市	100	100	0	0	0	0	0	0
愛知県	3,300	1,900	300	400	200	500	500	500	名古屋市	1,350	600	0	100	200	450	450	450
三重県	200	100	100	0	0	0	0	0	京都市	1,200	200	400	200	100	300	300	300
滋賀県	100	100	0	0	0	0	0	0	大阪市	2,700	400	600	600	300	800	800	800
京都府	2,200	500	600	500	200	400	400	400	堺市	200	100	0	0	100	0	0	0
大阪府	7,500	2,400	800	3,000	0	1,300	1,300	1,300	神戸市	1,100	200	300	200	200	200	200	200
兵庫県	3,100	900	800	400	200	800	800	800	岡山市	100	100	0	0	0	0	0	0
奈良県	300	0	200	100	0	0	0	0	広島市	600	200	300	100	0	0	0	0
島根県	200	0	0	100	100	0	0	0	北九州市	調整中	600	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中
岡山県	300	200	100	0	0	0	0	0	福岡市	1,400	200	300	500	100	300	300	300
広島県	1,700	900	600	100	100	0	0	0	熊本市	100	100	0	0	0	0	0	0
徳島県	350	100	250	0	0	0	0	0	合計（注）	57,620	20,730	14,210	10,560	4,350	7,770	7,770	7,770
高知県	100	100	0	0	0	0	0	0									

（注）合計は表中に記載した値のみを集計したものであり、調整中と記載した箇所は集計対象に含まない。

市場公募地方債（個別（10年）債及び共同債）の月別発行実績

○届出制度導入（H24年度）により、年間の平準発行が進捗している。



地方債の信用維持の仕組み

1. 地方税、地方交付税制度に基づくマクロ・ミクロ両面からの財源保障

2. 地方財政法に基づく早期是正措置としての地方債許可制度

3. 地方公共団体財政健全化法に基づく財政の早期健全化・再生



地方債のリスク・ウェイト	(参考)国債のリスク・ウェイト
0%	0%

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）抄

（我が国の地方公共団体向けエクスポージャー）

第58条 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

2 略

地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地財計画〕

標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費** 等

標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等

地方財源不足額
(平成27年度 7.8兆円)

地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

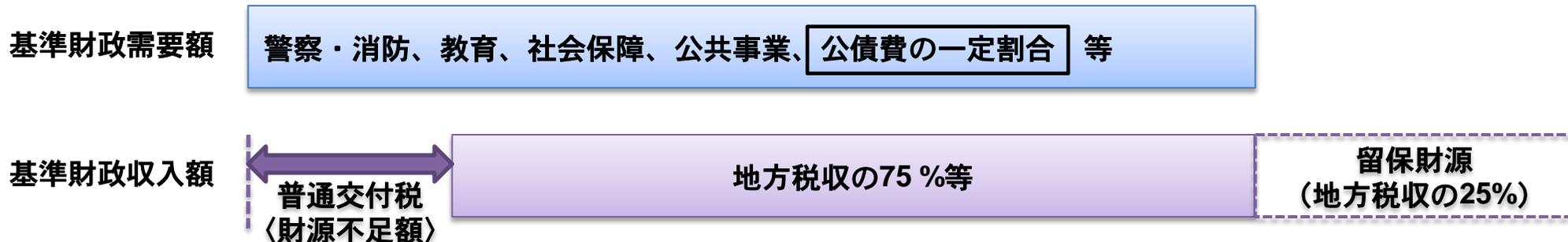
地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

9 総務大臣又は都道府県知事が第1項に規定する協議において同意をした地方債（第6項の規定による届出がされた地方債のうち第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第8項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第9項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

地方債の元利償還金の地方交付税措置によるマイクロベースでの財源保障



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、マイクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

災害復旧事業債	95% 算入
臨時財政対策債	100% 算入

⋮

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入

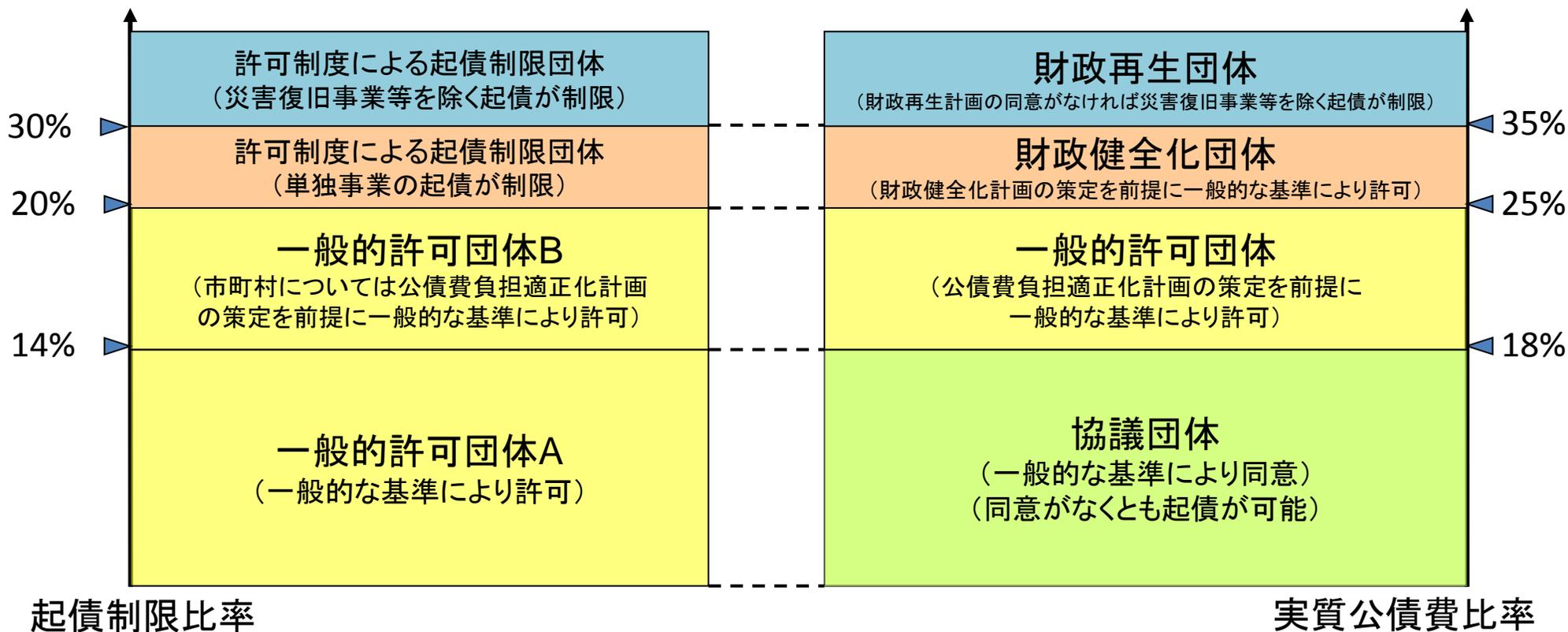
⋮

地方財政法に基づく早期是正措置の枠組み

- 標準的一般財源の規模に対する公債費相当額の割合を測る指標を、厳格化、透明化の観点から一定の見直し → **実質公債費比率を導入**
- 実質公債費比率18%以上の団体は、公債費負担適正化計画の内容・実施状況に応じて許可
- 財政健全化団体は、財政健全化計画の内容・実施状況に応じて許可

平成17年度までの許可制度

現行の協議制度



地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標：
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：
将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
 - 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
 - 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

実質公債費比率

25 %

実質赤字比率

都道府県：3.75 %
市町村：11.25～15 %

連結実質赤字比率

都道府県：8.75 %
市町村：16.25～20 %

将来負担比率

都道府県：400 %
市町村：350 %

資金不足比率

20 %

経営健全化基準

（公営企業ごと）

財政再生基準

35 %

都道府県：5 %
市町村：20 %

都道府県：15 %
市町村：30 %

3年間（平成21年度から平成23年度）の経過的な基準
都道府県は25%→25%→20%
市区町村は40%→40%→35%
を設けている。

指標の公表は2007年度決算から、
財政健全化計画の策定の義務付け等は2008年度決算から適用

（健全財政）

（財政悪化）

「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」開催要綱（抄）

1. 趣 旨

地方財政の健全化については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の全面施行から5年が経過している中、現状について分析を行うとともに、課題について検討する必要がある。また、公共施設等の老朽化対策の必要性が生じるなど、新たな課題が生じていることから、継続的に財政健全化の取組を進められるよう、財政分析手法についても検討する必要がある。

地方債制度については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第123条の規定により、届出制度の開始から3年経過した場合において、地方債の発行に関する国の関与の在り方について見直しを行う必要がある。

このことから、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催することとする。

2. 名 称

本研究会は、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構成員

別紙のとおりとする。

（別紙） 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会 名簿（五十音順、敬称略）

井手 英策（慶應義塾大学経済学部教授）	小室 将雄（有限責任監査法人トーマツパートナー）
稲垣 敦子（東京都財務局主計部公債課長）	齊藤 由里恵（徳山大学経済学部准教授）
今井 太志（北海道大学高等教育推進機構特任教授）	迫田 昌寛（株式会社みずほ銀行証券部次長）
江夏 あかね（株式会社野村資本市場研究所研究部主任研究員）	関口 智（立教大学経済学部教授）
大塚 成男（千葉大学大学院人文社会科学部研究科長）	南里 明日香（滋賀県総務部市町振興課長）
小西 砂千夫（関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授）	平野 徹（京都市行財政局財政部財政課担当課長）

4. 運 営（略）

5. 開催期間

平成26年11月から開催する。

6. 庶 務（略）

(参考) 第2次一括法附則の検討規定等について

○第2次一括法 抄

附 則

(検討)

第123条 政府は、第15条の規定の施行※後3年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方財政法の規定の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高める観点から、同法第5条の3第1項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ※平成24年2月1日施行

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議 (平成23年8月11日衆議院総務委員会) 抄

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議 (平成23年8月26日参議院総務委員会) 抄

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。